

会 議 録					
行田市教育委員会 令和4年第4回 3月定例会					
招集年月日	令和4年3月25日(金)		開会場所	行田市産業文化会館 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会 3月25日(金) 午後 2時00分 閉会 3月25日(金) 午後 3時50分		教育長 齋藤 操 教育長 齋藤 操		
教育長	齋藤 操	教育長職務代理者	鹿山高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	齋藤 操				
2	鹿山高彦				
3	飯塚 千十世				
4	大澤 恵子				
5	大竹 洋平				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長		吉田 悦生	書記長 長島 浩司		
学校教育部次長			書記次長 上野恵美子		
兼学校教育課長		安藤 秀一	書記 久積 史明		
教育総務課長		長島 浩司			
学校給食センター所長		小林 誠			
文化財保護課長		中島 洋一			
中央公民館長		新井 大			
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長		柿沼 誠			
郷土博物館長		鈴木紀三雄			
教育研修センター所長		田口 範幸			
生涯学習スポーツ課主幹		田中 義久			

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況	議案第19号 令和4年度行田市教育行政 重点施策について	市民憲章唱和（省略）	
		教育長 本日、議案9件が追加提案された。議案第35号ないし議案第43号を日程に追加し、議題としてよいか。	
		教育長 本日の会議日程は議案26件である。日程第1は人事案件のため非公開、他は公開としてよろしいか。	
		【全委員承認】	
		教育長 日程に先立ち、2月定例会及び臨時会の会議録について事務局に報告を求める。	
		書記次長 2月定例会及び臨時会、会議録報告	
		教育長 何か意見等はあるか。	
		【全委員承認】	
		教育長提案、書記次長議案朗読	
		教育総務課長 本案は、第2次行田市教育大綱に基づき、令和4年度の教育行政重点施策を6つの教育大綱基本方針ごとに決定するものである。 事前にいただいた意見及びその回答をまとめた資料に基づき説明する。（内容別紙関係資料のとおり）	
教育長			

	<p>議案第20号 行田市教育委員会事務局処 務規則の一部を改正する規 則について</p>	<p>何か意見等はあるか。</p> <p>飯塚委員 6ページにある20歳を祝う会というのは、成人の年齢要件 が18歳になったことによるものか。</p> <p>生涯学習スポーツ課主幹 そのとおりである。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 昨年、12月の行田市教育委員会定例会において、行田市 教育委員会の組織改正について、御承認いただいた。教育委員会 では、学校教育及び生涯学習の施策を横断的に推進するととも にスリムで効率的な組織運営を実現するため、現在の2部を1 部に統合し「教育部」とする組織の見直しを行うものである。 また、現在の担当制を廃止し新たにグループ制を導入するこ とで、必要に応じて、グループのメンバーを柔軟に配置できる ような仕組みとするものである。 さらに、学校教育課を教育指導課に、教育研修センターを教 育支援センターに改称し、教育総務課を含め事務分掌の再編成 を行うため当該規則を改めるものである。 別表については、事務分掌を削除し、第3条に事務分掌の規 定を加えるものである。 この規則は、令和4年4月1日から施行するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>飯塚委員 このような大きな改正は今回がはじめてなのか。</p> <p>教育総務課長 かつては1部だったこともあるが、実態に合わせるとともに、</p>
--	---	---

	<p>議案第21号 行田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</p>	<p>職員の配置替えが伴うなど大きな改正と考える。</p> <p>飯塚委員 働き方改革として、効果的な組織となることを期待する。</p> <p>鹿山委員 第2条で、教育部が4課となったが、第2項において、教育総務課や教育指導課がないがどういうことか。</p> <p>教育総務課長 第2項は、課に属する施設等であり、教育総務課及び教育指導課に属する施設はない。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 学校再編成により、令和4年3月をもって中央小学校以下、5校が閉校となり、新たに忍小学校及び見沼小学校を設置するため「行田市公立学校設置条例（昭和39年条例第58号）」が改正された。これに伴い、学校の公印について規定している「行田市教育委員会公印規則（昭和55年教育委員会規則第4号）」を改正するものである。</p> <p>併せて、行田市公印規則との整合を図るため、行田市教育委員会公印規則の一部を改正するものである。</p> <p>別表については、新たに公印の「使用区分」を定めるもの、各課長印を共通課長印として改めるもの、使用用途のない教育委員会事務局印、各所館印及び各学校印を廃止し、別表から削るもの、学校再編成により閉校となる中央小学校以下5校の公印を廃止し、新たに開校する忍小学校及び見沼小学校の公印を定めるものである。</p> <p>附則で、施行期日について、令和4年4月1日とするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p>
--	--	---

	<p>議案第22号 行田市教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第23号 行田市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第25号 行田市学校図書活動推進教員に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第26号 行田市立小・中学校安全衛生管理規程の一部改正について</p> <p>議案第28号 行田市スクールソーシャルワーカーに関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第29号 行田市有害図書等規制条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第30号</p>	<p>鹿山委員 第8条第3項、公印の印影を印刷した用紙等とあるが、印刷前の用紙に公印が印刷されているということか。</p> <p>教育総務課長 効率化を図るために、事前に印刷されているものもある。</p> <p>鹿山委員 しっかりとした管理をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 これら議案については、組織改正に伴い、組織の名称等が変更となったことから、関係規則等の整合を図るとともに用語の整備が行うため、議案の規則等を改正しようとするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p>
--	--	---

<p>行田市放課後子ども教室事業実施要綱の一部改正について</p> <p>議案第31号</p> <p>行田市まちづくり出前講座実施要綱の一部改正について</p> <p>議案第34号</p> <p>行田市公民館管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第43号</p> <p>行田市郷土博物館管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第24号</p> <p>令和4年度使用点字教科書の採択について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長</p> <p>本議案は、令和4年度、市内小学校において第2学年に進級する全盲の児童が適した学習を行うにあたり、点字教科書を使用する必要があるため、点字教科書の採択をするものである。</p> <p>なお、令和3年度は国語の点字教科書のみであったが、保護者と協議の上で、担任から学習内容の習得の充実を図りたい、また、該当児童の点字の理解の範囲を広げてあげたいという意向を伝え、それに保護者も了解したため、国語以外の点字教科書も使用することとしている。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員</p> <p>1年生のときは、国語の点字教科書のみであったが学習の様子はどのようであったか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>初めは慣れずに習得に時間がかかったが、1年たち慣れてきており、50音の表記はすべて理解し、3、4文字の単語も読め</p>
---	---

	<p>議案第27号 行田市立教育支援センター 条例施行規則の一部を改正 する規則について</p>	<p>るようになってきた。文章が読めるよう次年度から指導していく。</p> <p>大澤委員 来年度から音楽の教科書が取り入れられる。音楽を通して、心が豊かになるような指導を期待する。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育研修センター所長 組織改正及び条例の改正により、行田市教育研修センター設置条例が行田市教育支援センター条例に改正されたことに伴い、その規則についても、全部改正を行うものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>
	<p>議案第32号 行田市スポーツ推進委員の 委嘱について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>生涯学習スポーツ課主幹 本案は、行田市スポーツ推進委員の任期が、令和4年3月31日をもって満了となることから、新たに委員の委嘱について諮るものである。</p> <p>委員は27名、新任1名、再任26名であり、各地区体育協会から推薦いただいた方々である。</p> <p>委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とする。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>飯塚委員 コロナ禍により、イベントや事業ができていないが、どのよ</p>

	<p>議案第33号 行田市文化財保存活用地域 計画協議会設置要綱の制定 について</p>	<p>うな活動が行われているのか。</p> <p>生涯学習スポーツ課主幹 スポーツ推進委員の定例会や委員独自の研修等を行っている。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>文化財保護課長 令和4年度から令和6年度にかけて作成を予定している行田市文化財保存活用地域計画を作成する際に必要な事項を検討するために設置する協議会の要綱である。 行田市文化財保存活用地域計画は、国が文化財保護法第183条の3に基づいて市町村教育委員会に作成を奨励している文化財保護のマスタープラン兼アクションプランとなる。 協議会ではその内容について検討を行う予定である。 協議会委員には、文化財の専門家だけでなく、商工観光の関係者、市職員、公募の市民などから委員を選任し、文化財を適切に保存するとともに、まちづくりや観光の資源としても積極的に活用していける計画を策定したいと考えている。 またこの協議会は、文化財保存活用地域計画策定後も継続し、計画の進捗状況や計画の変更等についても検討を行ってまいりたいと考えている。 附則で、令和4年4月1日より施行するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 行田市文化財保存活用地域計画は、今までなくても問題なかったのか。</p> <p>文化財保護課長 文化財に関して、個々の年間計画等があったが、全体のものはなかった。これにより、長期的な視点により、文化財の保存活</p>
--	--	--

	<p>議案第35号 行田市教育委員会表彰規程及び行田市教育委員会表彰規程施行細則の廃止について</p>	<p>用が推進できると考えている。</p> <p>飯塚委員 新たにこの地域計画策定にあたって、今までよりも住民、地域、行政等の多様な関係者たちが連携して、過疎化や少子高齢化で文化財継承の担い手の確保が困難な中、地域社会総がかりで次世代に繋げられるよう、取り組みをお願いする。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 行田市教育委員会表彰規程は、昭和28年に制定したものであるが、近年、当該規程に基づき行田市教育委員会が独自に表彰を実施している実績はなく、表彰については、毎年行田市と教育委員会主催による文化の日記念式典において実施しているところである。 この実態に即し、行田市教育委員会表彰規程及び行田市教育委員会表彰規程施行細則について廃止するものである。 附則で、施行期日を公布の日とするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 現在はこの表彰規程により、表彰されていないとのことだが、どのようなものだったのか。</p> <p>教育総務課長 教育委員会の規定は、1教育の振興について特に功績が顕著であるもの、2教育関係職員で、その業績が特に優秀であるもの、3教育機関の長、4その他特に表彰に値すると認められるものとある。一方で、市の表彰規程に、教育、文化又は体育の向上に貢献し、その功績が特に優れた者とあり、重複している部分がある。</p>
--	---	---

	<p>議案第36号 行田市英語検定料補助金交付要綱の廃止について</p>	<p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長</p> <p>本要項では、市内在住または市立中学校に在籍している生徒の英語力および学習意欲の向上を図るため、令和3年度から、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定を受験した生徒の保護者に補助金を交付しているが、規定形式が教育委員会ではなく、市長部局での告示が適当であるため、教育委員会告示を廃止し、市長告示にて制定するものである。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員</p> <p>補助の対象は3年生でよいか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>今年度は3年生を対象に、3級以上の受験について補助しているものである。</p> <p>鹿山委員</p> <p>なぜ、教育委員会でなく、市長部局にするのか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>補助金を執行するに当たり、補助金、予算の執行権がある市長部局に移すものである。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大による子育て世代の負担軽減を図ることを目的として、令和4年度に限り、中学生の給食費</p>
	<p>議案第37号 行田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大による子育て世代の負担軽減を図ることを目的として、令和4年度に限り、中学生の給食費</p>

	<p>議案第38号 行田市立図書館管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第39号 行田市立図書館郵送貸出しサービス実施要綱の一部改正について</p> <p>議案第40号 行田市立図書館電子書籍の利用に関する要綱の一部改正について</p>	<p>を無償とするため、当該規則の一部を改正するとともに、用語の整備を行うものである。</p> <p>改正後の附則第3項において、令和4年度における給食費の特例として、中学校の給食費を無料とする読みかえ規定を追加するものである。</p> <p>なお、施行期日については、令和4年4月1日とするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 中学生を無償化したのはなぜか。</p> <p>学校給食センター所長 新型コロナウイルス感染症の交付金の活用については、教育委員会部局だけでなく、市長部局が中心になり、全庁的に有効な施策の一環として、給食費がまず選ばれたという経緯がある。 その中で全体の補助金の額を考慮し、給食費を無償化する中で一番高い効果があるのは、塾や習い事のある中学生という部分が一番家計の負担が大きいだろうということで中学生全体を無償化にするという考えに至った経緯である。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>図書館長 議案第38号については、3月17日(木)に行田ロータリークラブから小型移動図書館車両を寄贈されたことに伴い、すでに規定されている移動図書館に関する規定を当該車両の運行に併せてその内容を見直すとともに、昨年4月から実施している地域公民館を活用した配本事業に関する規定を新たに定めるものである。 また、令和4年4月1日付けの組織改正に伴う関係規則等との整合を図るため、所要の改正を行うものである。 議案第39号及び議案第40号については、今回の規則改正</p>
--	---	--

	<p>議案第41号 行田市立図書館移動図書館 実施要綱について</p> <p>議案第42号 行田市立図書館団体貸出し 実施要綱について</p>	<p>に伴い条項にずれが生じたことから、引用条項を修正するための改正を行うとともに文言の整理を行うものである。</p> <p>なお、これらの議案の施行期日については、公布の日から施行するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 新しく寄贈された自動車はどのように運行されるか。</p> <p>図書館長 寄贈された移動図書館は軽自動車であり、今までの移動図書館で行けなかったような小さな集会やはちまんマルシェ等のイベント、あるいは市内の幼稚園や保育園、事業所を含め、様々な場所に図書館の事業、貸し本だけではなく、映画会やお話し会等といったものを含め、お届けしていきたい。</p> <p>鹿山委員 要望があれば聞いていただけるということなのか。</p> <p>図書館長 移動図書館の周知とともに、事業内容を検討しながら、やれることを実施していきたい。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>図書館長 議案第41号については、3月17日に、行田ロータリークラブから移動図書館用として軽自動車寄贈され、現移動図書館車「よしきり号」では運行することができない場所での運行又は実施できない事業を行うことで、図書館に来館することが困難な方、普段図書館を利用しない方などに図書館利用を促し、より多くの方々に読書に親しんでもらうことを目的に、移動図</p>
--	---	--

	<p>議案第18号 行田市教育委員会所管人事 について</p>	<p>書館車を運行するための要綱を新たに制定するものである。なお、現行の移動図書館車の運行については運行基準を定めていたが、本要綱の公布及び施行をもって廃止する。</p> <p>また、施行期日につきましては、公布の日から施行するものである。</p> <p>議案第42号について、団体貸出しは、本館において既に実施しているが、3月17日に、行田ロータリークラブから移動図書館用として軽自動車が寄贈され、新たな移動図書館車を活用し、様々な場所で身近に本がある環境をつくることにより読書活動を推進することを目的に、学校、学童保育室、保育所、幼稚園、事業所等への積極的な団体貸出しを実施する。そのため、今後、団体貸出しの利用が増えることが想定され、団体貸出しに関する手続きを明確化するため、団体貸出しについての要綱を新たに制定するものである。</p> <p>なお、施行期日については、公布の日から施行するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 今までどのような団体が貸し出しを希望していたのか。</p> <p>図書館長 現在も、幼稚園や学童保育室、公民館、また、高齢者施設からの希望があり、50冊ほどの本を1か月程度まとめて貸し出ししている。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 これより非公開とする。</p> <p>(非公開)</p> <p>【全委員承認】</p>
--	---	--

		<p>教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--	---------------------------------

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和4年4月21日(木) 午後2時00分
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員